

市バス・地下鉄
安全報告書



平成28年7月
名古屋市交通局

目 次

1	安全報告書の公表にあたって.....	1
2	輸送の安全の確保に関する基本的な方針等.....	2
2-1	安全方針.....	2
2-2	輸送の安全に関する目標.....	2
2-3	安全重点施策.....	2
3	安全管理の体制と方法.....	3
3-1	安全管理の体制.....	3
3-2	安全管理の方法.....	4
4	市バス事業.....	5
4-1	輸送の安全に関する目標.....	5
4-1-1	平成27年度の目標と実績.....	5
4-1-2	平成28年度の目標.....	5
4-2	安全性向上のための取組み.....	6
4-3	自動車事故報告規則第2条に規定する事故等の件数.....	14
4-4	法令違反及び運行ミスの防止.....	14
5	地下鉄事業.....	15
5-1	輸送の安全に関する目標.....	15
5-1-1	平成27年度の目標と実績.....	15
5-1-2	平成28年度の目標.....	15
5-2	安全性向上のための取組み.....	16
5-3	鉄道事故等報告規則に規定する事故等の件数.....	21
6	輸送の安全に関する内部監査.....	22
7	お客さま・地域の皆さまとの連携.....	23
7-1	お客さまの声.....	23
7-2	地域の皆さまとの連携.....	23
7-3	交通局からご利用の皆さまへのお願い.....	25
	〈参考資料〉.....	26
	資料1 平成27年度、平成28年度の安全重点施策及び計画.....	27
	資料2 平成27年度 研修実績.....	34

1 安全報告書の公表にあたって

日ごろから、市バス・地下鉄をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

現在、市バスは763.1km、地下鉄は6路線93.3kmの路線網を有し、市バスと地下鉄が一体的なネットワークを形成しており、市民・利用者の皆さまにとって身近で利用しやすい交通手段として、両事業あわせて1日約161万人のお客さまにご利用いただくなど、名古屋市における重要な交通手段としての役割を果たしております。

今後ともこの役割を果たしていくために、交通局では、平成27年11月に「名古屋市営交通事業経営計画（2015-2018）」を策定しました。この計画の理念として「SAFETY & CHALLENGE」を掲げ、交通事業者としての最大の使命である安全・安心な輸送サービスの提供に、全職員が一丸となって取り組んでおります。

一方で、平成23年度以降、市バス事業における不適正な事故処理をはじめとした不祥事で失った、市民・利用者の皆さまからの信頼を回復するため、法令・規則等のルール、手順の遵守の徹底やコミュニケーションの活性化など諸施策に取り組み、安全文化の再構築を図ってまいりました。

しかしながら、平成27年度においても、市バスの信号無視や、地下鉄車両のホーム反対側扉の開扉などの安全を脅かす事案が発生し、市民・利用者の皆さまに多大なご迷惑をおかけしたことにつきましては、改めて深くお詫び申し上げます。

平成28年度は、職員一人ひとりが、さらに安全意識・コンプライアンス意識を高く持つよう、輸送の安全確保のための教育・研修を一層充実し、安全文化の醸成に努めてまいります。

また、名城線・名港線の可動式ホーム柵の整備に向けた車両改造、地下鉄構造物の耐震補強、バス運転士の外部教育機関での研修の実施など、安全に配慮した施策に積極的に取り組んでまいります。

この安全報告書は、道路運送法第29条の3及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7、鉄道事業法第19条の4及び同法施行規則第36条の9に基づき、名古屋市交通局の市バス・地下鉄事業における輸送の安全確保のための取組みなどの状況をまとめたものです。

安全確保に向けた取組みをより確かなものにするため、皆さまのご意見をお寄せいただければ幸いです。

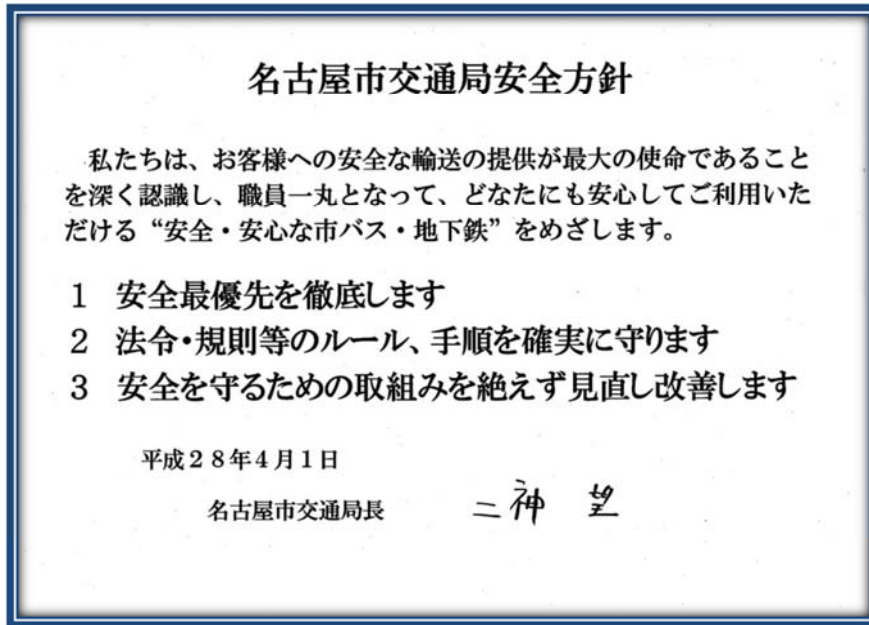
名古屋市交通局長

二神 望

2 輸送の安全の確保に関する基本的な方針等

2-1 安全方針

交通局では次のように安全方針を制定し、全職員が常に安全最優先の意識を徹底するよう促し、安全確保の取組みを推進しています。



2-2 輸送の安全に関する目標

市バス事業、地下鉄事業それぞれで輸送の安全に関する目標を定め、輸送の安全性向上に取り組んでいます。詳しくは「4 市バス事業」「5 地下鉄事業」をご覧ください。

2-3 安全重点施策

市バス事業、地下鉄事業共通で次の安全重点施策を定めています。平成28年度も引き続き同じ施策に基づき、輸送の安全性向上に取り組んでいます。

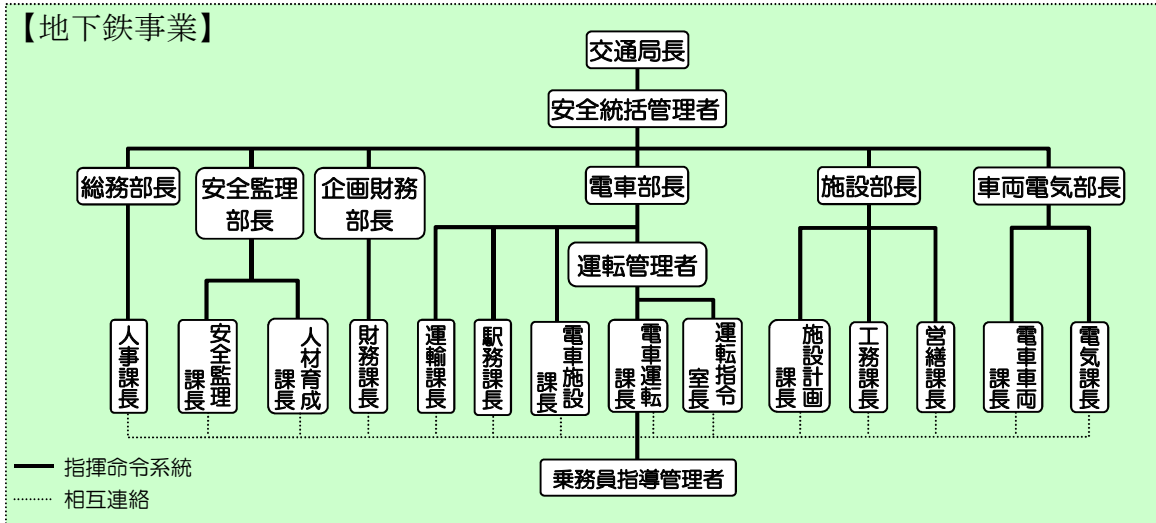
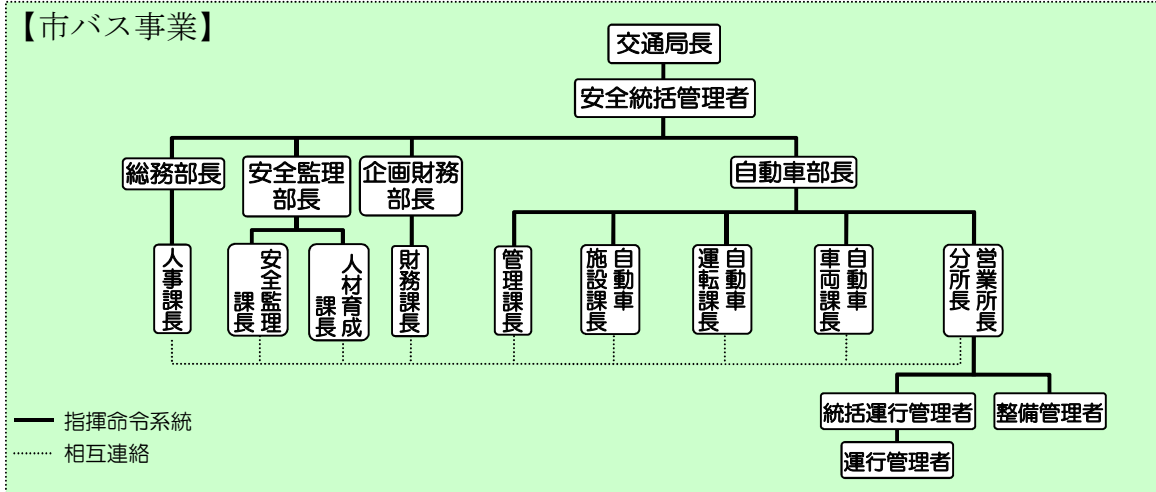
- 1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守
- 2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備
- 3 安全に関する取組みの継続的改善
- 4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有
- 5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

それぞれの事業の具体的な計画については、巻末の参考資料1（P31～33）をご覧ください。

3 安全管理の体制と方法

3-1 安全管理の体制

「自動車安全管理規程」及び「高速電車安全管理規程」を制定し、各管理者等の役割を明確にして、次の組織体制のもと安全性向上に取り組んでいます。



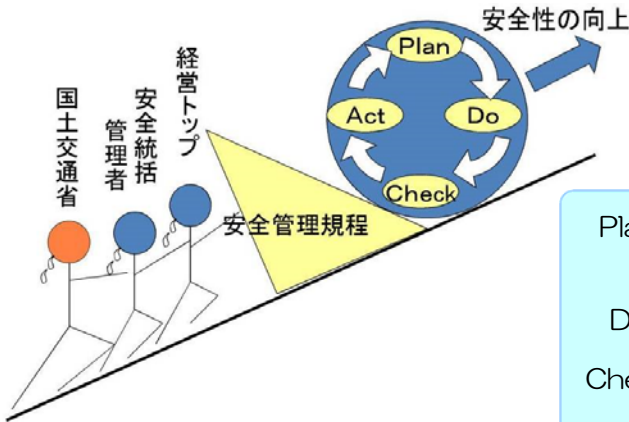
【管理者等の役割】

【交通局長（二神 望）】		市バス・地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う	
市バス事業	【安全統括管理者（自動車部長 林 章）】	地下鉄事業	【安全統括管理者（技術本部長 浅井慶一郎）】
	市バス事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する		地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
	【統括運行管理者】		【運転管理者】
	営業所長及び分所長の指揮のもと、運行管理に関する事項を統括する		安全統括管理者を補佐し、運転に関する業務を統括する
【運行管理者】	営業所長、分所長及び統括運行管理者の指揮のもと、運行管理に関する事項を処理する	【乗務員指導管理者（運転区長）】	運転管理者の指揮のもと、運転士及び車掌の適性、知識及び技能の保持に関する業務を管理する
【整備管理者】	営業所長及び分所長の指揮のもと、車両の保守及び整備に関する事項を処理する		

3 安全管理の体制と方法

3-2 安全管理の方法

安全性向上のための各種取組みは、PDCAサイクルを活用して進めています。



- Plan : 安全方針、輸送の安全に関する目標、安全重点施策等の策定
- Do : 策定した安全重点施策等の実施
- Check : 目標の達成状況、安全重点施策の進捗状況などの点検
- Act : 点検結果に基づく見直し・改善

○安全管理に関する会議

安全に関する取組みの継続的な改善のため次のような会議を開催しています。

【事故総合対策検討委員会】

交通局長を会長とし、事故等の防止対策や、安全確保の取組みの推進について審議しています。



【事故等調査検討部会(市バス、地下鉄)】

それぞれの安全統括管理者を部会長とし、市バス、地下鉄の事故等の原因の究明や対策について審議をしています。

○幹部職員と現場職員のコミュニケーション

年間を通し、交通局長、安全統括管理者等が各現場を巡視し、現場職員と意見交換を行うなど、コミュニケーションの活性化を図っています。



○運輸安全マネジメント管理者研修

管理職員を対象として外部講師による安全講演会を実施し、管理職員の安全意識の向上や力量アップを図っています。



○ヒヤリ・ハット情報の収集と活用

重大事故の未然防止のため、ヒヤリ・ハット情報を積極的に収集し、活用を図っています。



ヒヤリ・ハット会議での分析



分析実技研修



ヒヤリ・ハットマップでの情報共有

4 市バス事業

4-1 輸送の安全に関する目標

4-1-1 平成27年度の目標と実績

平成27年度に定めた輸送の安全に関する目標と実績は次のとおりです。

輸送の安全に関する目標	目標値	実績
有責事故件数及び車両故障件数について、削減に取り組む	<有責事故件数> 交通事故 534件以下 (平成26年度594件の10%以上減) 構内事故 95件以下 (平成26年度106件の10%以上減)	<有責事故件数> 交通事故 527件【188件】 構内事故 93件【 5件】
	<車両故障件数> 57件以下 (過去3年間故障件数平均値(64件)の10%以上減)	<車両故障件数> 58件

※実績欄の【 】内は、自動車保険を適用した事故の件数(内数)を示す。

有責事故のうち、交通事故は目標件数より7件、構内事故は目標件数より2件少なくなり、いずれも目標を達成することができました。しかし、車両故障は目標件数より1件多くなりました。

車両故障の目標を達成することができなかつたことを踏まえ、引き続き、故障の発生状況や傾向の分析、原因の把握を進め、よりの確な再発防止・予防措置を行うことにより、件数の削減に努めていきます。

4-1-2 平成28年度の目標

平成27年度の状況を踏まえ、平成28年度の輸送の安全に関する目標を次のとおり定めました。

輸送の安全に関する目標	目標値
有責事故件数及び車両故障件数について、削減に取り組む	<有責事故件数> 交通事故 474件以下 (平成27年度 527件の10%以上減) 構内事故 83件以下 (平成27年度 93件の10%以上減)
	<車両故障件数> 61件以下 (過去3年間故障件数平均値(68件)の10%以上減)

4 市バス事業

4-2 安全性向上のための取組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

教育・訓練

年間を通じ、助役、運転士、技術員等に対し様々な研修を実施しています。

講義だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。



外部教育機関の実車コースでの安全運転研修



OB 職員による技術職場への巡回教育

具体的な研修の実績については巻末の参考資料2をご覧ください。

災害に備えるため、毎年5月～6月に水防訓練を、9月に「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として防災訓練を実施しています。

また、年末年始安全総点検時（12月～1月）にも各種の訓練を行い、非常時においても冷静に、手順どおり対応できるよう態勢を整えています。

さらに、平成28年2月には、伊勢志摩サミット（平成28年5月開催）に向け、バスがテロリストに占拠されたとの想定の下、愛知県警察と合同の乗客の保護及び誘導訓練を実施しました。



地震発生時の対応訓練

年末年始安全総点検時の訓練



乗客の避難誘導訓練



タイヤ交換訓練



緊急時における乗客の保護及び誘導訓練

運輸業務に直接携わらない職員についても、市バスに乗っている際に、事故や火災など非常事態に遭遇した場合に的確な行動がとれるよう、乗降扉や非常扉を実際に操作する訓練を実施しました。



非常扉操作



乗降扉の手動操作

4 市バス事業

教育・訓練

研修用のバス車両に次のようなシステム・機器を導入し、運転士の運転技能や安全意識の向上に役立っています。

○運転技能自動評価システム

右左折時に徐行しているか、左右をしっかり確認しているかなどの、運転士の運転行動を自動的に評価し、運転特性を把握して教育に活用しています。

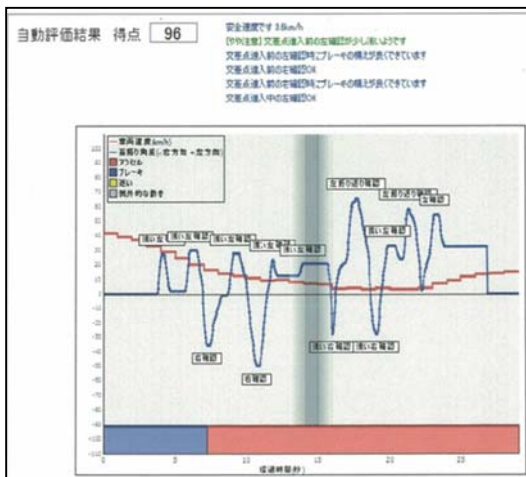


運転士の挙動を計測するための無線ジャイロセンサ（帽子と右足に1個ずつ）

車両の現在位置計測用GPS受信機

車両の挙動計測用無線ジャイロセンサ

運転技能を自動評価してグラフ化します



各種指標を評価して運転技能を診断します

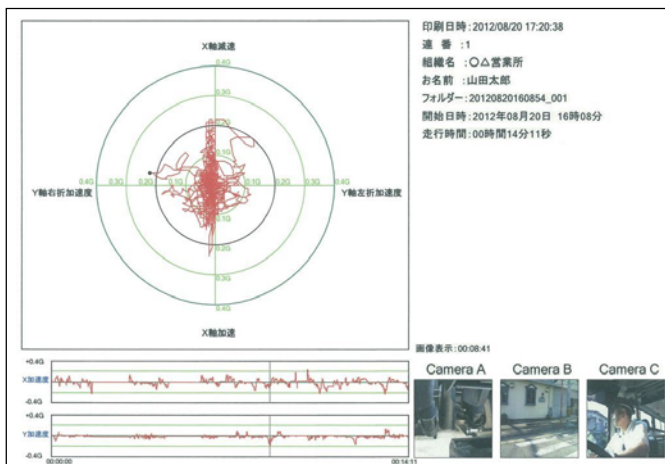
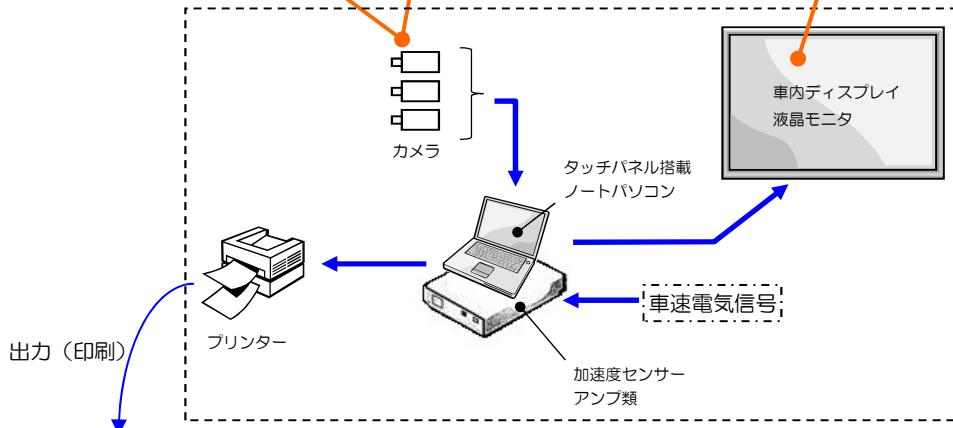


4 市バス事業

教育・訓練

○バス加速度モニターシステム

車内に設置した加速度センサーにより、運転操作時の急加速、急減速、急ハンドルなどの車両の動揺を計測・記録します。その結果をもとに教育することで運転士の安全運転技能の習得に役立てています。



加速度センサーで計測した車両の動揺(加速度)をチャートで出力します。(車内ディスプレイでリアルタイム表示またはプリンターで印刷)

4 市バス事業

教育・訓練

平成27年度は、グループワーク研修を全営業所に拡大し、職員同士が安全運行に向けた課題や対策を話し合うことを通じて、安全意識の向上を図っています。

また、運転士携行マニュアルを作成・配布し、ルール・手順の厳守に取り組んでいます。



グループワーク

平成27年度に研修所に安全学習室を開設し、過去の事故、災害、不祥事等について解説したパネルを掲示することで、一つひとつの事例から、定められているルール・手順の重要性を再認識し、高い安全意識・コンプライアンス意識を身につけるため、さまざまな職員教育に活用しています。



安全学習室

平成27年度の取組みを踏まえ、平成28年度も教育・訓練に取り組んでいきます。

4 市バス事業

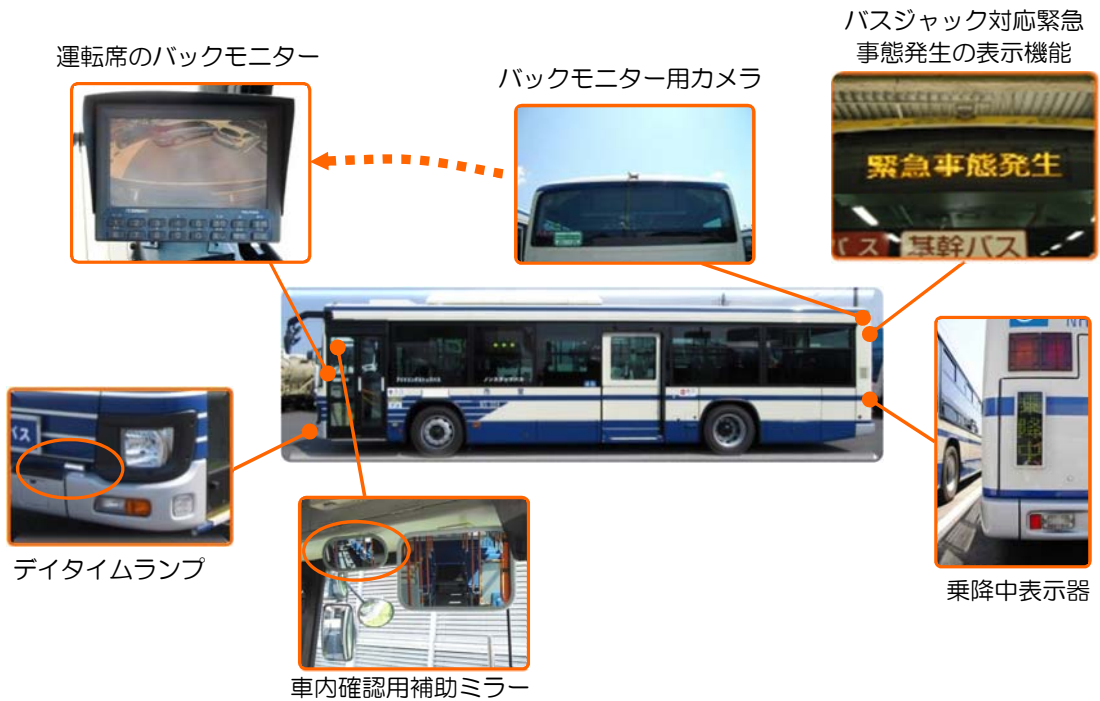
法令・ルール遵守のために

日々の業務の中で、点呼でのアルコールチェックや車両の点検を行い、法令遵守の徹底と安全運行の確保に努めています。
また、役職者による現場巡視、車両への添乗などを通じ、基本動作の徹底を図っています。



安全のための設備

市バス車両更新の際には、各種の安全設備を装備したノンステップバスとしています。平成28年度は35両を更新し、ノンステップ化率100%とする計画です。



○安全確認放送装置

自転車利用者や歩行者との事故を防止するため、2営業所の全車両に安全確認放送装置を設置しています。

運転席横の起動スイッチを押すと、やさしい音色で市バスの接近を周囲の歩行者等に知らせることができます。

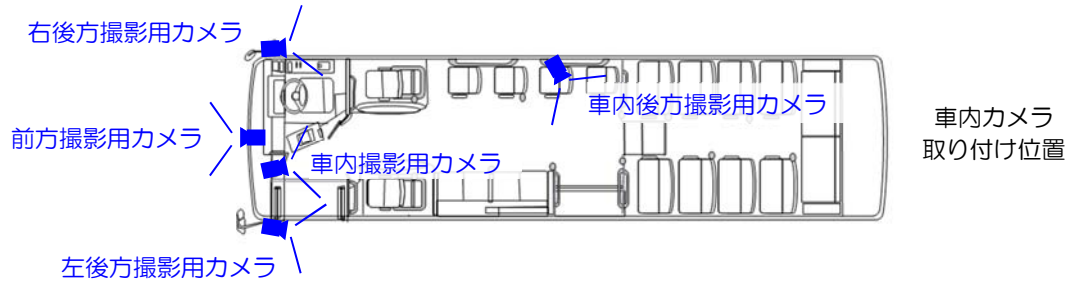


4 市バス事業

安全のための設備

○デジタルタコグラフ付ドライブレコーダー

運行中の加速度・減速度などのデータと、運行中の車内外の様子を記録するデジタルタコグラフ付ドライブレコーダーを全車に装備しています。

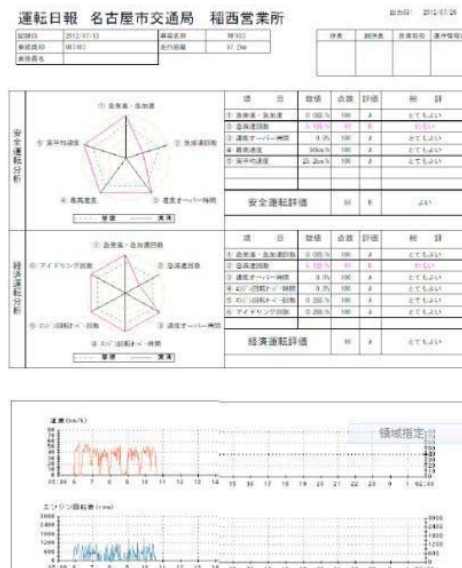


ドライブレコーダー映像の解析



事故発生時や、ヒヤリ・ハットなどの映像を収集し、運転士の指導等に活用しています。

デジタルタコグラフのデータ
による運転日報



運転日報により、運転士は自らの運転操作を客観的に振り返り、一層の安全運転とエコドライブに努めています。

※ドライブレコーダーで収集した映像は、名古屋市情報あんしん条例に基づき、適正に管理、運用しています。

4 市バス事業

安全のための設備

○運行支援システムの導入

平成27年度に、安全かつ適正に市バスを運行するため、画像や音声により運転士をサポートする「運行支援システム」を市バス全車両に導入しました。



・ダイヤ一括登録機能

指定されたダイヤ呼出番号を運行前に入力することにより、スタッフダイヤ板に表示されている複数の運行路線を一括して登録することが可能で、行先表示などを個々に設定する際に生じやすい入力作業の誤りを防止します。



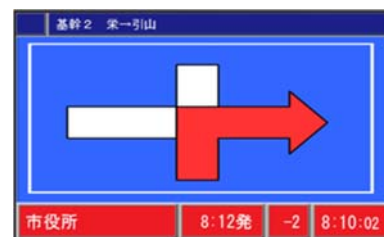
・遅早発防止機能

始発停留所の発車1分前に音声で注意喚起することにより遅発を防止します。このほか、まだ発車時刻になっていない停留所を赤色で表示し、この状態で乗降扉を閉めるとブザーで注意を促して、早発を防止します。



・進路指示機能

バス路線の分岐点など、運行上注意を要する場所をあらかじめ登録しておき、そこにバスが近づくと、進行方向や停留所の位置などを画像や音声で示して運転士を支援し、路線誤りなどの運行ミスを防止します。

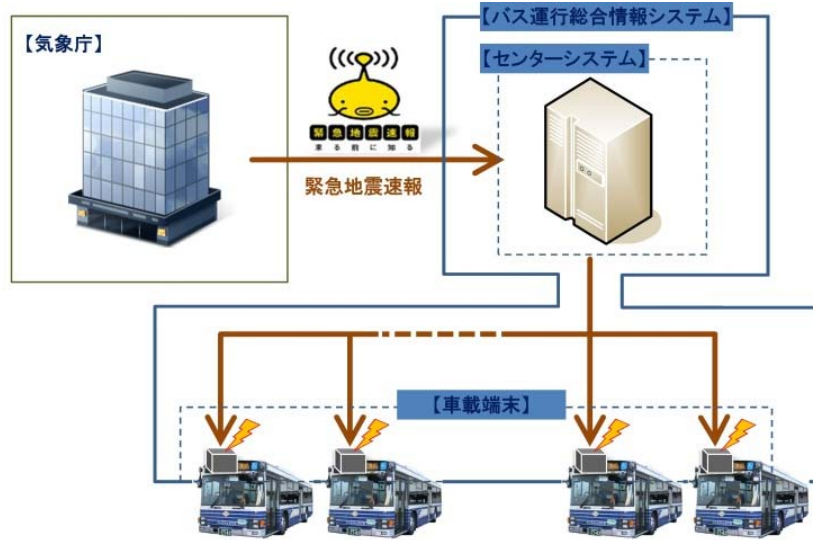


4 市バス事業

安全のための設備

○バス運行総合情報システム

市バス車両の現在位置の把握やバス営業所と市バス車両との通話等による連絡のほか、緊急地震速報を市バス全車両に配信する機能などを搭載しており、災害時などにも安全な運行を確保するためのシステムです。



○車両整備用ツインリフトの更新

市バス車両の整備作業を安全かつ効率的に行うため、営業所の車両整備用ツインリフトを順次更新しています。



○積雪時等の安全対策

積雪時や路面凍結時の安全を確保するため、平成27年度は、スタッドレスタイヤ装着車を45両拡大し402両としたほか、タイヤチェーン518両分を新規に導入しました。平成28年度の冬までに、全車両（1012両）へスタッドレスタイヤもしくはタイヤチェーンの装備を計画しています。

また、雪道等での運転操作やタイヤチェーンの脱着手順等について、全運転士を対象に研修を行い、降雪時等の輸送と安全の確保に努めています。



平成27年度は、安全対策に約5億5千万円を投資しました。

4 市バス事業

4-3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故等の件数

平成27年度に発生した事故等のうち、国土交通省令（自動車事故報告規則）に基づき国へ届け出た件数は147件でした。

内容	根拠規定	件数
死者又は重傷者を生じたもの	第3号	10件 (全て重傷者)
操縦装置又は乗降扉の不適切な操作により、 旅客に傷害が生じたもの	第7号	39件
運転士の疾病により、事業用自動車の運転を 継続することができなくなったもの	第9号	40件
車両装置の故障により自動車が運行できな くなったもの	第11号	58件
合 計		147件

4-4 法令違反等及び運行ミスの防止

平成27年度は、運行支援システムの全車両への設置、運転士によるグループワーク、市バス運転士モニター調査等、平成26年12月に策定した「市バスの新たな運行ミス等防止対策」に掲げた各施策を着実に実施するとともに、法令、ルール・手順の遵守や意識改革の必要性について、くりかえし周知・指導を行うなど、局をあげて、法令違反等の撲滅と運行ミスの防止・削減に取り組みました。

今後とも、施策の見直しや改善、職場内のコミュニケーションの活性化などに継続的に取り組み、法令違反等の撲滅と運行ミスの更なる防止・削減を進めてまいります。

5 地下鉄事業

5-1 輸送の安全に関する目標

5-1-1 平成27年度の目標と実績

平成27年度に定めた輸送の安全に関する目標と実績は次のとおりです。

輸送の安全に関する目標	実績	
当局の責任によって生じる運転事故・ 営業事故及び輸送障害をゼロにする	5件	運転事故 4件 営業事故 0件 輸送障害 1件

運 転 事 故：国土交通省令（鉄道事故等報告規則）に定める鉄道運転事故及び当局の
 高速電車事故報告手続規程に定める死傷事故
 営 業 事 故：駅業務に関係して発生した事故 など
 輸 送 障 害：鉄道運転事故以外で、列車に運休又は30分以上の遅延が生じた事態

【運転事故】

- 列車の扉を閉める際、乗車中のお客さまを扉に挟み負傷させたもの（3件）
 → お客さまの動向やホームの状況の確認を徹底し、余裕を持った閉扉操作を行うよう、全乗務員に対して点呼時等に指導しました。
- 列車の扉を閉める際、混雑したホームから乗車しようとしたお客さまが、ホーム柵に触れ転倒したことにより負傷させたもの。（1件）
 → 関係する全乗務員に対して、安全確認を確実にしてから閉扉操作するよう、点呼時等に指導しました。

【輸送障害】

- 車両の乗務員室にある扉を開閉させるスイッチの不具合のため、車両と可動式ホーム柵の扉が開かなかったことにより運休が生じたもの（1件）
 → 新型のスイッチに交換する準備を進めている。

5-1-2 平成28年度の目標

平成28年度も、次の目標達成に向け、引き続き各種施策に取り組んでいきます。

輸送の安全に関する目標
当局の責任によって生じる運転事故・ 営業事故及び輸送障害をゼロにする

5 地下鉄事業

5-2 安全性向上のための取組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

教育・訓練

年間を通じ、助役、乗務員、駅務員、技術員等に対し、様々な研修を実施しています。

講義だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。



高圧・特別高圧電気を取り扱う職員の実習

具体的な研修の実績については巻末の参考資料2をご覧ください。

警察や消防、市内の他鉄道事業者などの関係機関と合同訓練等を実施しています。



大規模災害に備えた旅客誘導合同訓練



止水板立上げ訓練（防災訓練）

梅雨や台風シーズンを前に水防訓練を実施しています（5～6月）。

また、9月には「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として防災訓練を実施し、災害に備えています。



防潮扉閉鎖訓練（水防訓練）



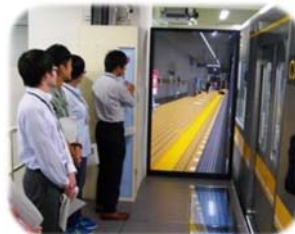
乗客避難誘導訓練（防災訓練）

地下鉄各駅に配備している「さすまた」を使用した防犯訓練を実施しています。



「さすまた」を使用した防犯訓練

運輸業務に直接携わらない職員についても、駅でお客さまの転落など非常事態に遭遇した場合に的確な行動がとれるよう、地下鉄運転シミュレータを活用して、電車緊急停止装置を操作するなどの訓練を実施しています。



5 地下鉄事業

教育・訓練

平成27年度に研修所に体験型研修教材を導入し、事故及び災害時も助役、乗務員及び駅務員が冷静・的確に判断・行動し、安全を確保するための対応力向上に取り組んでいます。

○地下鉄運転シミュレータ

コンピュータグラフィックス映像を活用し、通常の運転操作のほか非常時の対応等、実車で訓練が難しい現象を体験し、対応力の向上を図る教材です。



運転士と運転指令室の連携訓練



非常時の車掌訓練

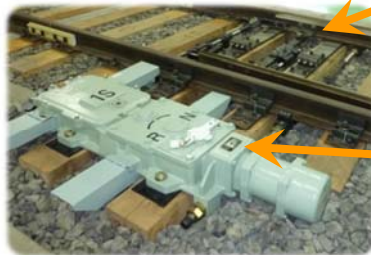
○連動装置訓練教材

鉄道模型車両、実物と同じ信号操作卓を使用し、地下鉄の信号の仕組み、信号装置の取扱い、信号装置故障時の運転取扱いなどについて習得する教材です。



○転てつ器教材

実物を用いて、転てつ器の構造、信号故障時などの非常時における手動扱い及び鎖錠扱いを習得する教材です。



平成27年度に研修所に安全学習室を開設し、過去の事故、災害、不祥事等について解説したパネルを掲示することで、一つひとつの事例から、定められているルール・手順の重要性を再認識し、高い安全意識・コンプライアンス意識を身につけるため、さまざまな職員教育に活用しています。



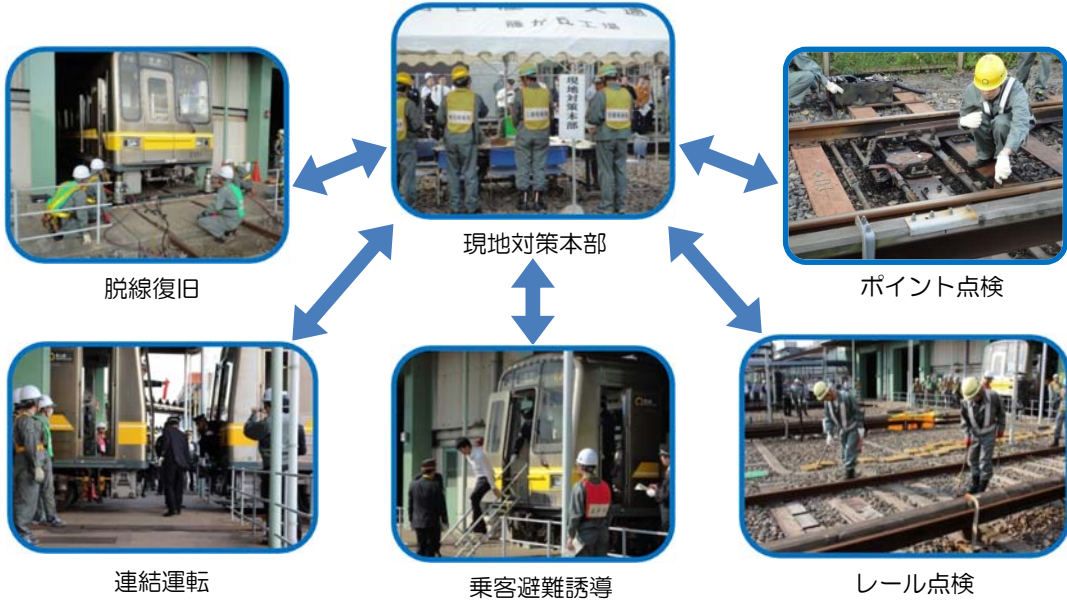
安全学習室

5 地下鉄事業

教育・訓練

年に1回、局内の各部門が連携した訓練を実施しています。

平成27年度には、「事故復旧総合訓練」として、震度7の地震により東山線藤が丘駅で列車が脱線したとの想定で、現地対策本部を設置し、お客さまの避難誘導、脱線した列車・損傷した軌道・電気・施設の点検・復旧、自力走行できない列車と救援車両との連結運転などの訓練を実施しました。



平成27年度の取組みを踏まえ、平成28年度も教育・訓練に取り組んでいきます。

安全のための設備

お客さまの線路への転落や列車との接触を防止するため、可動式ホーム柵の整備を進めています。

東山線については、平成27年度に全22駅の設置を完了しました。

名城線・名港線については、平成32年度の設置に向け、車両改造等を進めています。



東山線の可動式ホーム柵



N3000形



N1000形

平成27年度に、東山線、鶴舞線において、新造車両2編成を購入しました。この車両は、一層の省エネルギーを実現しているほか、バリアフリー、火災対策、安全対策などに配慮しています。

平成28年度は2編成を更新しました。

5 地下鉄事業

安全のための設備

視覚障害者がホーム縁端部から転落することを防ぐため、点状ブロックをホームに設置しています。

現在、ホームの内側と線路側を判別できる内方線の整備を順次進めています。平成27年度は庄内通駅・平針駅の鶴舞線2駅で整備し、平成28年度は鶴舞線1駅で整備する計画です。



内方線

カーブ駅など見通しの悪い駅で、車掌がホーム監視を確実にできるよう設置しているITVモニタについて、更新や設置位置の改善を進めています。

平成27年度は名城線3駅（久屋大通、大曾根、平安通）で整備し、平成28年度は名城線3駅で整備する計画です。



ITV モニタの設置位置の改善

大雨時の地下鉄駅構内への浸水対策として、地下鉄駅出入口における既設の木製止水板について、立上げ作業の迅速化を図るため、機械式止水板への更新を順次進めています。

平成27年度は高畑駅をはじめ11駅23か所で更新し、平成28年度は8駅20か所で更新する計画です。



機械式止水板



電力管理システムの監視盤

電力会社から供給を受けた電気を電車走行用の電気及び駅の照明などの電気へ変換して送電している変電所を、遠隔で制御・監視する電力管理システムの更新工事を進めています。

平成25年度に着手し、平成28年度に完了する計画です。

5 地下鉄事業

— 安全のための設備 —

地震対策として、地下鉄構造物の耐震補強工事を行っています。

平成27年度には藤が丘駅等6駅及び駅間9区間の工事に着手しました。平成28年度は工事中の6駅に加え、2駅及び1区間の工事を進める計画です。



構造物

平成27年度は、安全対策に約110億円を投資しました。

— 法令・ルール遵守のために —



アルコールチェック

出退勤点呼

毎日の業務で、出勤時・退勤時に点呼を行っています。その際、アルコール検知器による点検を行い、飲酒運転の根絶に取り組んでいます。

その他、役職者による現場巡視、列車への添乗などを通じ、基本動作の徹底を図っています。

5 地下鉄事業

5-3 鉄道事故等報告規則に規定する事故等の件数

平成27年度に発生した事故等のうち、国土交通省令（鉄道事故等報告規則）に基づき国へ届け出た件数は7件でした。

内容	根拠規定	件数	概要
鉄道運転事故	第3条 第1項	3件	・軌道内に侵入したお客さまが列車に接触し、死亡したもの（鉄道人身障害事故）（2件）
			・列車から降車したお客さまが、駅を発車する列車とホーム上で接触し、負傷したもの（鉄道人身障害事故）（1件）
輸送障害	第3条 第3項	4件	・自殺目的で軌道内に侵入したお客さまが列車に接触し、死亡又は負傷したもの（2件）
			・お客さまがトンネル内に侵入したことに伴い、運転を見合わせたことによる遅延（1件）
			・車両故障による運休（1件）
インシデント	第4条	0件	
合 計		7件	

鉄道運転事故：列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、鉄道物損事故、鉄道人身障害事故（自殺、列車に乗降する際のもの、非常制動によるもの等を除く） など

輸 送 障 害：鉄道運転事故以外で、列車に運休又は30分以上の遅延が生じた事態

インシデント：鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態

6 輸送の安全に関する内部監査

平成27年7月28日から8月6日まで、幹部職員や本庁関係各課を対象として内部監査を実施しました。

指摘、改善事項と改善内容は次の表のとおりです。

【指摘事項】 なし

【改善事項】 7件

	改善事項	改善内容
市バス事業	安全重点施策の営業所への周知方法について、平成26年度からの変更点を営業所が十分に認識できるようにすること。	安全重点施策の要点や変更点等に関する説明資料を作成し、公所長会等で営業所の役職者に説明し、営業所において、業務習得・掲示等により所属職員への周知・浸透を図ることとした。
地下鉄事業	駅務事故速報について、事故の内容に応じて速報性を重視すること。	調査・対策に時間を要する場合であっても、まず、駅務事故速報を作成し、速やかな啓発に努めることとした。
	事故・トラブル等の発生に対して出される通達等について、高速電車運転取扱規程の巻末に添付するなどにより、必要性を風化させないようにすること。	高速電車運転取扱規程の巻末に通達等を綴じこむこととした。
	運転指令内規について、規程との整合性に留意するほか、通知等の内容を盛り込むなど、定期的に見直すこと。	運転指令内規を改正し規程と整合性をとった。
	「事故速報」・「ヒューマンエラー速報」について、過去のものも含め、それぞれ別々に掲示すること。	「駅務事故速報」・「ヒューマンエラー速報」を過去のものも含め、事務室の掲示板などの職員がよく見る場所にそれぞれ別々に掲出することとした。
共通	施工業者の事故、ヒヤリ・ハット等の情報も収集・活用し、積極的に関与すること。	施工業者が把握したヒヤリ・ハット等の情報を随時提供してもらい、活用していくこととした。
共通	安全統括管理者の職場巡視について、視察時間を適切に確保すること。	巡視時間を適切に確保できるように時間設定を見直し、巡視場所までの移動時間も考慮することとした。



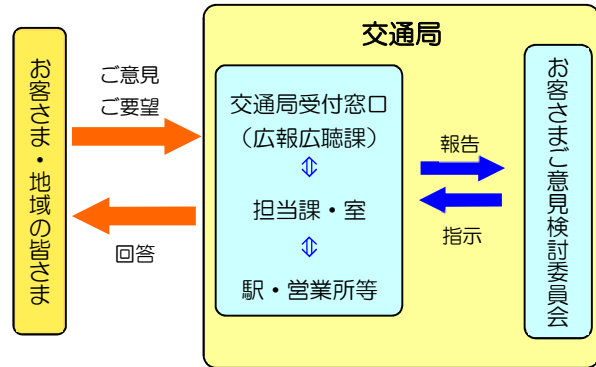
内部監査の様子

7 お客さま・地域の皆さまとの連携

7-1 お客さまの声

お客さま・地域の皆さまからのご意見・ご要望等は、受付フォームをはじめ、電話、文書、面談等によりいただいております。できる限り速やかに対応するよう努めています。

さらに、交通局長をはじめ役職者で構成する「お客さまご意見検討委員会」を開催し、お客さまからいただいたご意見・ご要望を交通局の経営資源として事業運営に活用しています。



7-2 地域の皆さまとの連携

交通局では、地域の皆さまとの連携活動を重要な取組みと位置付け、次のような活動を進めています。

地域住民参加型地下鉄防災訓練

地域の皆さまに参加していただく地下鉄防災訓練を実施しています。列車内や駅構内の火災を想定し、お客さまの避難誘導訓練、水消火器による初期消火訓練、AEDの取扱い訓練などを地域の皆さまに体験していただくものです。平成27年度は訓練を7回行い、約300名にご参加いただきました。



こども110番の駅・営業所

地域ぐるみで子どもを犯罪被害から守るため、「こども110番の駅」・「こども110番の営業所」の取組みを積極的に実施しています。

地下鉄全駅の駅長室と、市バス全営業所にそれぞれステッカーを掲示し、助けを求めてきた子どもたちの保護や、110番通報を行うなど、子どもたちの安全確保に努めています。



出張トーク

出張トークは、市営交通事業についての理解を深めていただくため、交通局職員が地域団体(地域女性団体連絡協議会等)や施設見学者に対して開催する講座です。平成27年度は54回開催しました。

市営交通懇談会

毎年市内全16区において、地域の代表の方々にご参加いただき、市営交通懇談会を開催しています。より利便性の高い、ご利用いただきやすい市バス・地下鉄とするため、皆さまからの声を広くお聴きしています。

市バス事故防止教室

市バスを安全に利用していただくため、各区社会福祉協議会主催の「高齢者はつらつ長寿推進事業（65歳以上対象）」に参加されている方を対象に、車内事故の実態や原因、気を付けていただくことなどを内容とした「事故防止教室」を平成25年度より開催しており、平成27年度には、市内全区において36回を開催し、821名の方に参加していただきました。また、地域によっては、市バス営業所へ来所していただき、実車を用いての解説も行いました。

平成28年度も引き続き開催し、車内事故の防止に努めていきます。



7 お客さま・地域の皆さまとの連携

7-3 交通局からご利用の皆さまへのお願い

交通局ではお客さまに市バス・地下鉄を安全で安心、快適にご利用いただくために全力を尽くしてまいります。お客さまご自身のお怪我などを未然に防ぐため、次のことについてご協力をお願いします。

エスカレーターは立ち止まってご利用ください



エスカレーターを歩いたり走ったりすると、他のお客さまとの接触や転倒、振動・衝撃による急停止などの原因となり、大変危険です。

黄色い枠線内に立ち、手すりにつかまり2列にならんで前のお客さまとの間隔を空けてご利用ください。

降車の際は扉が開いてから席をお立ち願います

バスが動いているうちは危険ですので、席を移動したりお立ちにならないようお願いいたします。また、お降りの際は、扉が開いてから席をお立ちくださるようお願いいたします。

駆け込み乗車は大変危険です

扉に挟まれるなど思わぬケガのもとになります。発車予告ホーンが鳴りましたら、次の電車をお待ちいただくようお願いいたします。



いざという時のために

交通局では、地下鉄の災害発生時における予備知識を深め、非常事態にどう行動し、どこへ逃げるか等、避難の仕方をあらかじめイメージしていただき、お客さまの安全をより確実なものとするため、「地下鉄安全ガイドブック」を制作しました。



駅長室等で無料で配布していますので、いざという時のためにぜひ、ご覧ください。

車内事故防止のため吊革や握り棒をご利用ください

走行中は、やむを得ず急停止することがありますので、吊革や握り棒などにつかまり、車内事故防止にご協力ください。

車いす・ベビーカーのご利用にあたって

バス車内では安全のため車いす・ベビーカーを固定させていただきますので、



ご理解くださいますようお願いいたします。

また、大変危険ですので、車いす・ベビーカーでのエスカレーターのご利用はご遠慮ください。

乗車マナーをお守りください

全てのお客さまに快適にご利用いただくため、市バス・地下鉄車内での携帯電話での通話や、飲食などはご遠慮ください。また、優先席付近では混雑時は携帯電話の電源をお切りください。

参 考 资 料

平成27年度 安全重点施策及び計画（市バス事業）

1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 飲酒運転、免許不携帯など、公私にわたる交通違反の防止のため、職場内研修や面談等により乗務員等の法令、規則等の遵守について徹底するとともに、遵守状況を確認し指導する。
- ② 三事故及び定置物への事故削減のため、基本動作・手順の実施状況を添乗等により確認し指導する。また、車内事故削減のため、お客様に対して車内事故防止に関する啓発を行い、安全意識を高める。
- ③ ヒューマンエラーによる路上故障防止のため、マニュアルに従って確実に定期点検、修理等の整備を実施する。
- ④ 職員の安全意識の向上とモチベーションの向上に向け、バス優良職場コンクールを実施する。
- ⑤ 職場全体の安全風土の醸成に向け、年度内車両故障件数及び連続路上故障ゼロ継続キロ又は日数の目標を各職場で定めて取り組む。
- ⑥ 確認不足・不注意による運行ミス防止のため、対策を実施するとともに乗務員の業務状況を点検・確認する。

2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① エンジン始動不良故障を削減するため、スタータ、発電機、バッテリー等の予防整備を進める。
- ② バス車両の更新にあたっては、全車に安全対策機器を装備する。
- ③ 作業の安全性向上及び効率化に向け、ツインリフトを更新する。
- ④ 路上故障発生時の救援体制を万全とするため、救援車を更新する。
- ⑤ 車両の更新期間延長に伴った故障発生増加を防ぐために、必要な整備を実施する。
- ⑥ 路上故障削減のため、故障件数の多い部位について必要な整備を実施する。
- ⑦ 運行ミスを防止するため、運行支援システム装置を設置する。

3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 法令・規則・ルール等の遵守状況及び過去のトラブル等の再発防止策の実施状況を確認することを重点とした内部監査を実施する。
- ② 職員の安全意識を継続的に把握するための調査を実施する。
- ③ 営業所の業務の実施状況を定期的に確認するため、業務点検を実施する。

4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全に関する取組みや情報の幅広い共有に向け、各種会議の計画的な開催、情報媒体を活用した情報提供を行う。
- ② 事故、故障の削減に向け、安全に関する情報の収集及び分類・分析を進める。
- ③ 各職場での安全確保の取組み状況や課題の把握のため、幹部職員等による現場巡視、意見交換等を計画的に実施する。

5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 安全監理担当部及び総務部は、安全確保に必要な知識・技能向上に向け、管理職員、運輸職員、技術職員に対し、職責やキャリアに応じた研修を計画的に実施する。
- ② 総務部及び自動車部は、事故の再発防止に向け、乗務員に対する個別指導等を実施する。
- ③ 自動車部は、事故防止・サービス向上研究会において、安全管理体制に関する知識向上に向け、営業所の運行管理者等に対する外部講師による研修を実施する。
- ④ 安全監理担当部、総務部及び自動車部は、緊急時の本庁・現場双方の的確な対応能力向上に向け、南海トラフ巨大地震、都市型ゲリラ豪雨、バスジャック等を想定した非常時訓練を計画的に実施する。
- ⑤ 自動車部は、安全運行に関する知識の向上に向け、業務習得を計画的に実施する。
- ⑥ 自動車部は、路上故障の発生状況を把握・分析したうえで、整備係員等の職責や経験に応じた教育・訓練を計画的に実施する。
- ⑦ 自動車部は、乗務員に対し運転者適性診断、カウンセリングを計画的に実施する。また、60歳以上の乗務員に対しては適齢診断を計画的に実施する。
- ⑧ 自動車部は、デジタルタコグラフ付ドライブレコーダーのデータを活用し、乗務員への教育・指導を実施する。
- ⑨ 自動車部は、技術改善に対する職員のモチベーション向上に向け、技術改善職場コンクールを実施する。

平成27年度 安全重点施策及び計画（地下鉄事業）

1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 公私にわたる飲酒運転の根絶及び安全に係る不祥事防止のため、面談、点呼、対面による確認を徹底実施する。
- ② 安全最優先意識の徹底とヒューマンエラーの防止のため、基準、手順、マニュアルの遵守状況を巡回・添乗等で確認する。
- ③ 事故・トラブルの再発防止のため、過去の事象を振り返るとともに、再発防止策の遵守状況を確認する。
- ④ 駆け込み乗車禁止、エスカレーターの安全利用、軌道内転落事故防止等をお客様へ積極的に働きかけ、安全意識を高める。
- ⑤ 各所属、「過走ゼロ150日」の達成のため、添乗、注意喚起、警戒活動を実施する。

2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① 安全に配慮する重点的な投資として、東山線22駅の可動式ホーム柵の平成27年度整備に向け、車両改造、車両更新及びホーム柵の製造・設置等を進める。
- ② 運転状況記録装置の設置を行う。
- ③ 車両電気機器、電気設備の更新を行う。
- ④ 地下鉄駅ホームの安全対策として、車掌用監視ＩＴＶモニタの更新を進める。
- ⑤ 大雨時の浸水対策として、地下鉄駅等出入口の止水対策設備の改修などを行う。
- ⑥ 地下鉄駅ホームにおける視覚障害者の転落防止対策として、ホーム縁端部の警告ブロックの内方線の整備をすすめる。
- ⑦ 地震対策として、地下鉄構造物の耐震補強、施設の耐震対策などを行う。

3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 法令・規則・ルール等の遵守状況及び過去のトラブル等の再発防止策の実施状況を確認することを重点とした内部監査を実施する。
- ② 職員の安全意識を継続的に把握するための調査を実施する。

4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全に関する取組みや情報の幅広い共有に向け、各種会議の計画的な開催、情報媒体を活用した情報提供を行う。
- ② 事故、故障の未然防止に向け、ヒヤリ・ハット情報等の安全に関する情報の一層の収集と分類・分析を進める。
- ③ 各職場での安全確保の取組み状況や課題の把握のため、幹部職員等による現場巡視、意見交換等を計画的に実施する。

5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 安全監理担当部及び総務部は、安全確保に必要な知識・技能向上に向け、管理職員、運輸職員、技術職員に対し、職責やキャリアに応じた研修を計画的に実施する。
- ② 安全監理担当部、総務部、電車部、施設部及び車両電気部は、緊急時の本庁・現場双方の的確な対応能力向上に向け、南海トラフ巨大地震、都市型ゲリラ豪雨、テロ等を想定した非常時訓練を計画的に実施する。
- ③ 電車部、施設部及び車両電気部の各公所は、教育訓練実施要項に基づき、講習、訓練、技能試験等を計画的に実施する。
- ④ 電車部は、火災発生を想定し、市民と連携した実践的な避難誘導訓練を実施する。
- ⑤ 電車部は、乗務員の知識・技能・モチベーションの向上に向け、地下鉄運転技能競技会を実施する。
- ⑥ 施設部、車両電気部は技術改善に対する職員のモチベーション向上に向け、技術改善職場コンクールを実施する。

平成28年度 安全重点施策及び計画（市バス事業）

1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 法令違反を防止するため、運転士等の法令、規則等の遵守について徹底するとともに、遵守状況を確認し、指導する。
- ② 三事故及び定置物への事故を削減するため、基本動作・手順の実施状況を確認し、指導する。
- ③ ヒューマンエラーによる路上故障を防止するため、各職場で目標を定め、マニュアルに従って確実に定期点検、修理等の整備を実施する。
- ④ 運転士の確認不足・不注意による運行ミスを防止するため、対策を実施するとともに運転士の業務状況を点検・確認する。
- ⑤ 車内事故を防止するため、お客さまに対して車内事故防止に関する啓発を行う。

2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① 車両故障件数を削減するため、予防整備を進める。
- ② 安全運行を確保するため、バス車両に安全対策機器を装備する。
- ③ 整備体制を充実させるため、計画的な設備更新を行う。
- ④ 積雪時の安全を確保するため、スタッドレスタイヤまたは、タイヤチェーンの防滑装備を全車両に整備する。

3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 法令・規則・ルール等の遵守状況及び過去のトラブル等の再発防止策の実施状況を確認することを重点とした内部監査を実施する。
- ② 職員の安全意識を継続的に把握するための調査を実施する。
- ③ 営業所の業務の実施状況を定期的に確認するため、内部点検を実施する。

4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全に関する取組みや情報を幅広く共有するため、各種会議の計画的な開催、情報媒体を活用した情報提供を行う。
- ② 事故、故障を未然に防止するため、ヒヤリ・ハット情報等の安全に関する情報の一層の収集と分類・分析を進めるとともに、その活用を図る。
- ③ 各職場での安全確保の取組み状況や課題を把握するため、幹部職員等による現場巡視、意見交換等を計画的に実施する。

5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 安全確保に必要な知識・技能を向上するため、研修を計画的に実施する。
- ② 事故の再発を防止するため、運転士に対する個別指導等を実施する。
- ③ 緊急時の本庁・現場双方の的確な対応能力を向上するため、南海トラフ巨大地震、都市型ゲリラ豪雨、バスジャック等を想定した非常時訓練を計画的に実施する。
- ④ 運転士に対し運転者適性診断、カウンセリングを計画的に実施する。また、60歳以上の運転士に対しては適齢診断を計画的に実施する。
- ⑤ 積雪時の安全を確保するため、運転操作等の教育を計画的に実施する。
- ⑥ 職員の安全意識、技術改善意識及びモチベーションを向上するため、各種コンクール等を実施する。

平成28年度 安全重点施策及び計画（地下鉄事業）

1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① ヒューマンエラーに起因する事故を未然に防止するため、基本動作、手順、マニュアル等の遵守状況を確認する。
- ② 事故・トラブルの再発を防止するため、過去の事象を振り返るとともに、再発防止策の遵守状況を確認する。
- ③ 駆け込み乗車禁止、エスカレーターの安全利用、軌道内転落事故防止等をお客さまへ積極的に働きかける。
- ④ 各所属、「過走ゼロ150日」を達成するため、添乗、注意喚起を実施する。

2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① 軌道内転落事故、扉挟撃等地下鉄駅ホームにおける事故を防止するため、設備対策を進める。
- ② 故障件数を削減するため、施設、車両、電気設備の計画的な設備更新を行う。
- ③ 災害対策として、施設の計画的な改修を行う。

3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 法令・規則・ルール等の遵守状況及び過去のトラブル等の再発防止策の実施状況を確認することを重点とした内部監査を実施する。
- ② 職員の安全意識を継続的に把握するための調査を実施する。

4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全に関する取組みや情報を幅広く共有するため、各種会議の計画的な開催、情報媒体を活用した情報提供を行う。
- ② 事故、故障を未然に防止するため、ヒヤリ・ハット情報等の安全に関する情報の一層の収集と分類・分析を進めるとともに、その活用を図る。
- ③ 各職場での安全確保の取組み状況や課題を把握するため、幹部職員等による現場巡視、意見交換等を計画的に実施する。

5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 安全確保に必要な知識・技能を向上するため、研修を計画的に実施する。
- ② 緊急時の本庁・現場双方の的確な対応能力を向上するため、南海トラフ巨大地震、都市型ゲリラ豪雨、テロ等を想定した非常時訓練を計画的に実施する。
- ③ 教育訓練実施要項に基づき、講習、訓練、技能試験等を計画的に実施する。
- ④ 職員の知識・技能・モチベーションを向上するための取組みを実施する。

平成27年度 研修実績

〔両事業共通〕

	名称	対象者	内容	実績
職制等	運輸安全マネジメント管理者研修（安全講演会）	交通局長以下管理職員	安全意識の向上と管理職員としての役割の理解促進	87名
	ヒヤリ・ハット情報の収集・活用セミナー	管理職員及び係長級職員	ヒヤリ・ハット活動における管理職員の役割の理解促進及びスキル向上	77名
	事故、ヒヤリ・ハット情報等分析実技研修	係長級職員及び係員	ヒヤリ・ハット情報等の分析及び活動の推進	84名
	コンプライアンス研修	交通局長以下管理職員	コンプライアンス意識向上と管理職員としての役割の理解促進	69名
	コンプライアンス研修（振り返り研修）	交通局長以下管理職員	コンプライアンス意識向上と管理職員としての役割の理解促進（上記研修の振り返り）	64名
	内部監査員養成研修	内部監査員養成対象者（課長級職員）	内部監査の理解促進及び監査技術・手法の習得	12名
	内部監査員スキルアップ研修	内部監査員指名者（課長級・係長級職員）	実践的な演習を通じた内部監査技術・手法の習得	24名
助役等	安全監理に関するコミュニケーション研修	主任・助役級の職員	安全意識の向上のために必要なコミュニケーション手法の習得	60名

〔市バス事業〕

	名称	対象者	内容	実績
職制	事故防止指導者研修	平成27年度新任職制	バスの構造上の特性や事故防止に関する効果的な指導方法の習得	4名
	管理者研修（安全運転講習会）	係長級職員	外部講師による、安全に関する指導者の資質向上	4回
助役	助役養成研修	助役選考試験合格者	助役として必要な知識及び技能の習得	5名
	助役2年目研修	助役2年目	非常時における対応と情報連絡体制の確認	9名
	ダイヤ実務専門研修	助役	職務上必要なダイヤ作成実務能力の向上	7名
運転士	若年嘱託バス運転士養成研修	新規採用者	バス運転士として必要な知識及び技能の習得	15名
	バス運転士2年目研修	運転士2年目	採用2年目という早い段階での安全な運行に必要な技能・知識の向上	30名
	フォローアップ研修	若年嘱託職員から一般職員への採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認	29名

〔市バス事業〕

	名称	対象者	内容	実績
運転士	安全運転研修	若年嘱託職員から一般職員となった運転士	外部教育機関の実車コースでの運転体験を通じた安全意識・運転技術の向上	15名
	バス運転士8年目研修	運転士8年目	デジタル機器で記録したデータを基に安全な運行に必要な技能・知識を再確認	67名
	指導運転士研修	指導運転士に任命される運転士	指導運転士として必要な知識及び技能の習得	42名
	運転技能向上研修	事故を惹起した運転士のうち一定要件を満たす者	バスの構造上の特性や正しい運転動作の再確認による安全意識と運転技術の向上	1名
	事故防止研修	事故を惹起した運転士のうち一定要件を満たす者	外部教育機関の実車コースにおけるKYT訓練等、実車体験による安全意識・運転技術の向上	24名
	運転業務研修	乗務に復帰する運転士	実車訓練を通じた接客及び安全運転に関する知識・技能の習得	2名
	業務習得 (職場内研修)	乗務員	事故事例等を取り入れた事故防止対策の研修	月1回
技術職員	新規採用者研修(技術)	新規採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識・技能の習得	3名
	2年目研修(技術)	採用2年目	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	2名
	フォローアップ研修(技術)	若年嘱託職員から一般職員への採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	6名
	スキルアップ研修(技術)	採用5年目	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	4名
	指導職研修(技術)	指導職に任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	2名
	助役相当職研修(技術)	助役相当職に任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	1名
	自動車車両技術専門研修	自動車車両関係技術職員	バス車両に関する専門技術の習得	21名
	工事技術専門研修	工事監督業務に携わる技術職員	工事監督業務に必要な基礎知識の習得	1名
	KYT研修	自動車部門の技術職員	危険予知活動の趣旨・必要性の理解と事故・公務災害の未然防止手法の習得	3名
低圧電気取扱者特別教育	低圧電気を取扱う技術職員	低圧電気の基礎知識・危険性の理解と安全な取扱方法の習得	5名	

〔地下鉄事業〕

	名称	対象者	内容	実績
職制等	事故の聞き取り調査手法研修	係長級職員等	事故の要因分析・再発防止に必要な情報を収集する手法の習得	24名
助役等	2年目研修	助役・運転士・車掌・駅務員各職2年目	業務知識の再確認と運転シミュレータを使用した非常時対応訓練	81名
助役	助役養成研修	助役選考試験合格者	助役として必要な知識及び技能の習得	10名
	キャリアアップ研修	助役5年目	運転事故防止教育、異常時訓練など、中堅監督者として必要な知識及び技能の習得	24名
乗務員	電車車掌養成研修	車掌選考試験合格者	車掌として必要な知識及び技能の習得	20名
	電車運転士養成研修	運転業務選考試験合格者	運転士として必要な知識及び技能の習得	10名
	スキルアップ研修	電車運転士5年目	ヒューマンエラーの防止、異常時の取扱い等の習得	36名
	ミドル研修	電車運転士10年目	ヒューマンエラーの防止、異常時の取扱い等の習得	17名
	指導操縦者研修	指導操縦者に任命された運転士	指導操縦者として必要な知識及び技能の習得	12名
駅務員	フォローアップ研修	若年嘱託職員から一般職員への採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認	21名
	若年嘱託駅務員養成研修	若年嘱託駅務員として採用された者	若年嘱託駅務員として必要な知識及び技能の習得	20名
	駅務業務委託に係る受託職員の事前研修	駅務業務委託に係る受託職員として採用された者	駅務員として必要な知識及び技能の習得	営業主任 20名 営業係員 38名
技術職員	新規採用者研修（技術）	新規採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識・技能の習得	24名
	2年目研修（技術）	採用2年目	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	7名
	フォローアップ研修（技術）	若年嘱託職員から一般職員への採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	17名
	スキルアップ研修（技術）	採用5年目	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	21名
	ミドル研修（技術）	採用15年目	熟練職員として期待される役割の再認識、業務改善手法の習得	10名
	指導職研修（技術）	指導職に任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	3名

〔地下鉄事業〕

	名称	対象者	内容	実績
技術職員	助役相当職研修（技術）	助役相当職に任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	2名
	工務技術専門研修	軌道関係技術職員	軌道・鉄道構造物に関する技術及び安全に対する知識の習得	52名
	営繕技術専門研修	建築・設備関係技術職員	設備機器の工事及び維持管理に必要な知識の習得	103名
	電車車両技術専門研修	電車車両関係技術職員	電車車両に関する基本的な知識・原理及び機能の再確認、関連法規、施設等に関する知識の習得	88名
	電気技術専門研修	電気関係技術職員	電気設備の工事及び維持管理に必要な知識の習得	52名
	工事技術専門研修	工事監督業務に携わる技術職員	工事監督業務に必要な基礎知識の習得	18名
	認定鉄道事業者制度に関する業務研修	地下鉄部門の技術職員	制度の理解、設計実務、竣工確認について必要な知識・技能の習得及び維持向上	213名
	KYT研修	地下鉄部門の技術職員	危険予知活動の趣旨・必要性の理解と事故や公務災害の未然防止を図る手法の習得	29名
	低圧電気取扱者特別教育	低圧電気を取扱う技術職員	低圧電気の基礎知識、危険性、安全な取扱方法等の学科及び実技による習得	21名
	高圧・特別高圧電気取扱者特別教育	高圧・特別高圧電気を取扱う技術職員	高圧・特別高圧電気の基礎知識、危険性、安全な取扱方法等の学科及び実技による習得	27名

安全への取組みに対するご意見募集

名古屋市交通局の安全への取組みや安全報告書について
ご意見をお寄せください。

TEL : (052) 972-3948 | FAX : (052) 972-3847

(安全監理部 安全監理課 安全対策推進係)

交通局ご意見・お問合せフォーム (交通局ウェブサイト内)

(総務部 広報広聴課 お客さまご意見係)

営業時間 平日 8時45分~17時30分

土曜・日曜・休日・年末年始(12/29~1/3)は休み

名古屋市交通局 市バス・地下鉄 安全報告書

編集発行 名古屋市交通局 安全監理部 安全監理課

平成28年7月